

注 文 書

契約番号 2026000083

件 名 機械警備業務(鳴子総合支所庁舎等複合施設)

場 所 大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣86番地1

期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

添 付 書 類

1. 仕 様 書

2. 積 算 内 訳 書

3. 図 面

大崎市鳴子総合支所地域振興課

仕 様 書

1. 件 名 機械警備業務（鳴子総合支所庁舎等複合施設）

2. 業務場所 大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣86番地1

3. 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日

4. 対象施設 大崎市鳴子総合支所庁舎等複合施設
木造（C L Tパネル工法）
2階建て 延床面積 1,845.20m²

5. 目的

本業務は、上記対象施設における火災、盗難等の被害の防止並びに火災等の早期発見による被害拡大を防止するとともに、その他不良行為を排除し、対象施設の保全を図り、円滑な運営に寄与することを目的とする。

6. 業務内容

(1) 防犯

受注者は、委託時間内において警報機がセットされているときに、異常侵入を受信した場合等において、発注者に代わって遅滞なく緊急要員を当該施設に急行させ、異常事態の内容の確認を行い、必要と認めたときは警察機関へ通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のために必要な処置をとること。

鳴子総合支所庁舎執務室とそれ以外のエリアを区分けして、個別で警備できるようにするとともに、警備員室で各エリアのセット解除操作ができるように警備機器を配置すること。また、通用口でも警備セット解除操作ができるようにすること。

正面入口付近に防犯監視カメラ1台を設置し、来庁者の確認と夜間の訪問者や不審者の監視を行うこと。

(2) 火災

受注者は、委託時間内において自動火災報知設備によって火災異常を受信した場合等において、発注者に代わって対象物件に電話連絡し、火災発生と判断したときには直ちに消防機関に通報し、緊急出動を要請すると同時に緊急要員を当該施設に急行させ、必要な処置をとること。

なお、電話連絡するも連絡不能の場合、又は警報機器がセットされている状態において異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行い、必要と認めたときは消防機関へ通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のために必要な処置をとること。

同一敷地内の鳴子スポーツセンターの火災監視も合わせて対応すること。

(3) 施設管理者への連絡

受注者は、施設の異常を受信したときには、あらかじめ定められた緊急連絡者名簿の優先順位に従い、緊急連絡者のいずれかに電話連絡をして、現場確認のための出動を要請すること。

(4) 報告

受注者は、対処した内容について、その都度遅滞なく、施設管理者へ報告書の提出を行うこと。

7. 警備対象時間

(1) 防犯

平 日 : 17時15分から翌日の8時30分まで

休 日 : 8時30分から翌日の8時30分まで

(注) 休日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。

(2) 火災

終 日

8. 警備機械の設置及び撤去

- (1) 警備に必要な機械設備は、警備業務を開始するまでの間に、受注者が一切の費用を負担して設置し、受注者の所有とする。又、機械設備の不備から生じた機器設置の損害については、受注者の負担とする。なお、機器の設置に際しては、壁や床などを損傷しないよう留意すること。万一、建物等に損害を与えた場合には、受注者の責任において、現状に服さなければならない。ただし、受注者の責に帰すべき理由により受注者の設置した機械に損害が生じた場合は、その実費を受注者へ支払うものとする。
- (2) 機械設備の設置完了後においては、発注者の都合により既設の機械設備を移設又は増設の必要が生じた場合は、発注者は事前に受注者へ通知するものとし、これに要する工事の費用は発注者が負担するものとする。
- (3) 本契約の終了等に伴い不要となった機械設備は、受注者が撤去し、これに要する一切の費用は受注者が負担するものとする。

9. 入札時の留意事項

入札金額について業務期間の総額（消費税抜き）とすること。

10. 支払方法

毎月の業務確認後の請求に対して、月払いとして支払う。

1.1. 特記仕様書

○本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

○長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

○暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規制」という。）の措置案件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受注させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受注をさせた者が、排除規制の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受注をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

設置機器明細表

見 積 番 号 FR628925

ご 提 出 日

ご 契 約 コ ー ド NR656051

作 成 2021 年 8 月 26 日

〈レンタル〉

(1/1)

セキュリティ上の理由から、お客様を特定できる情報（名称、住所等）の表示はしておりません。

駐車場

1F

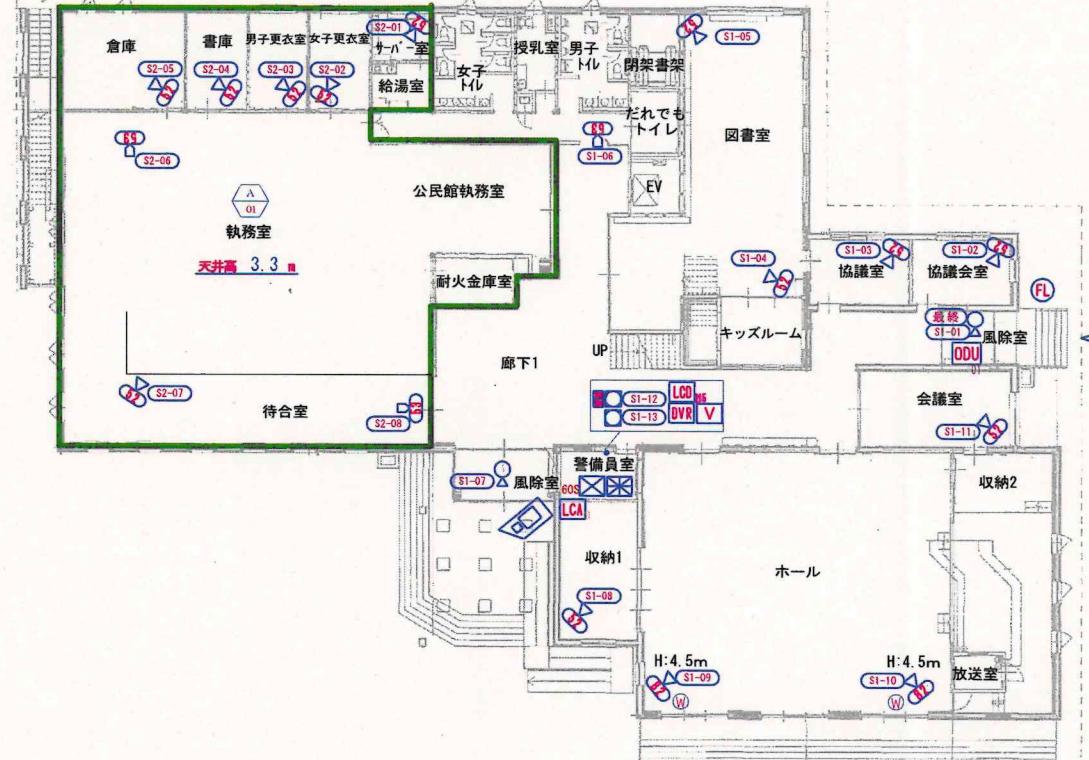
48m

天井高 2.9 m

駐車場

34.5m

駐車場



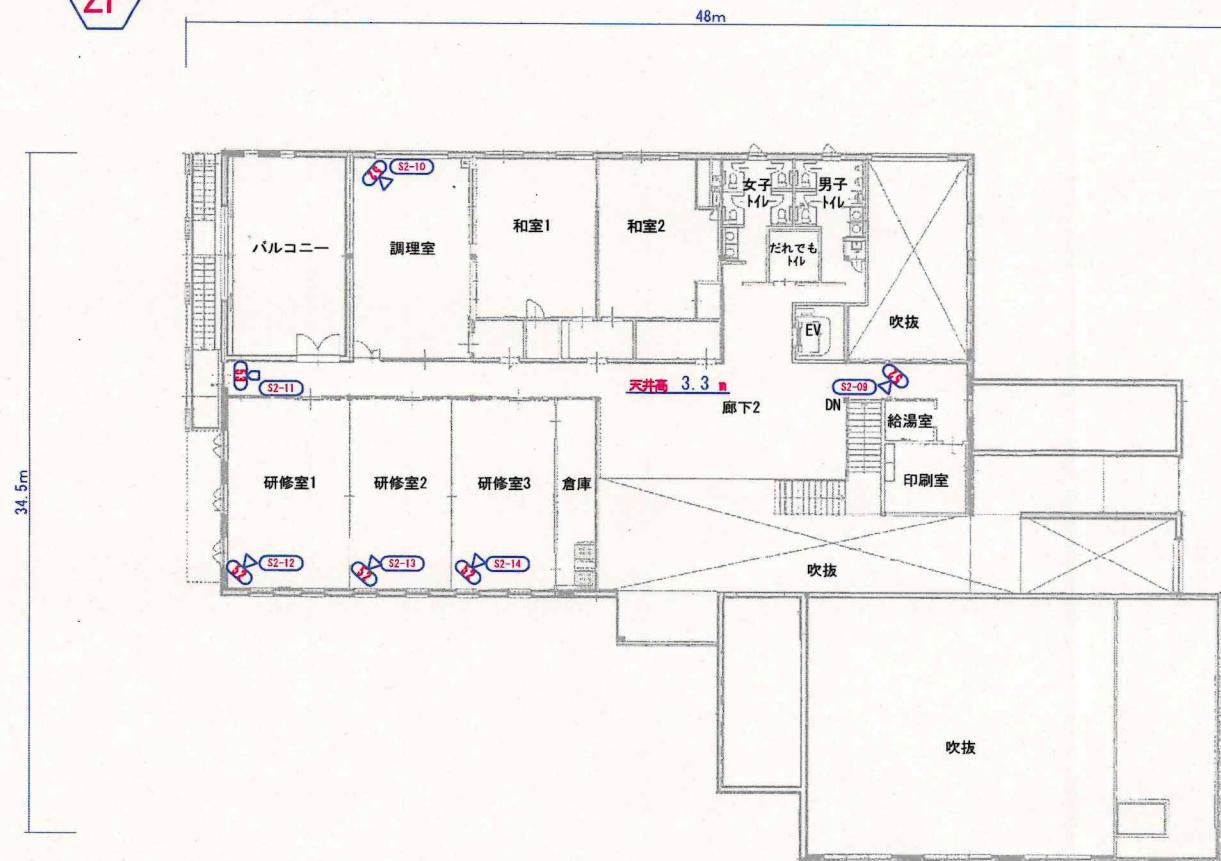
鳴子スポーツセンター

備考

CHK0920
CHK2730

方位	図名		
	非常造営用警報機器使用条件	図番	作成者
直	横	機器者	作成年月日
↑	↑	移動式荷物エリア	2021.08.26
			シート 1 / 2

2F



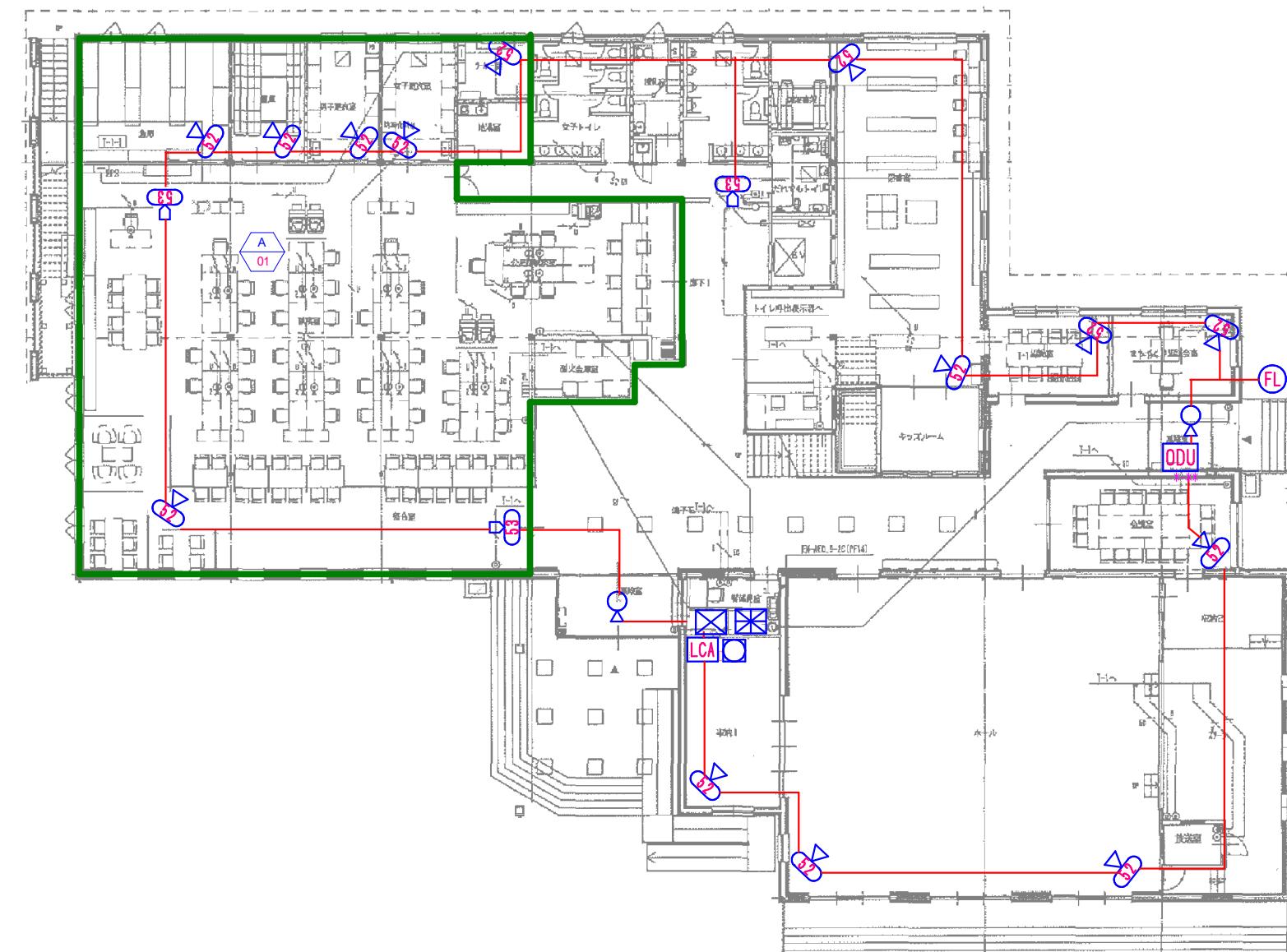
備考

方位		図名		非常通報昇降機器使用条件			
図面	仕様	図面	仕様	機器	作成者	検査者	作成年月日
移動式有線エリア							2021.08.26
							シート 2 / 2

1F

48m

34.5m



接続端子

備 考

CHK0920



100

非常通報用警報機器使用条件

個別化授業

移動式有効エリア

10 of 10

図名

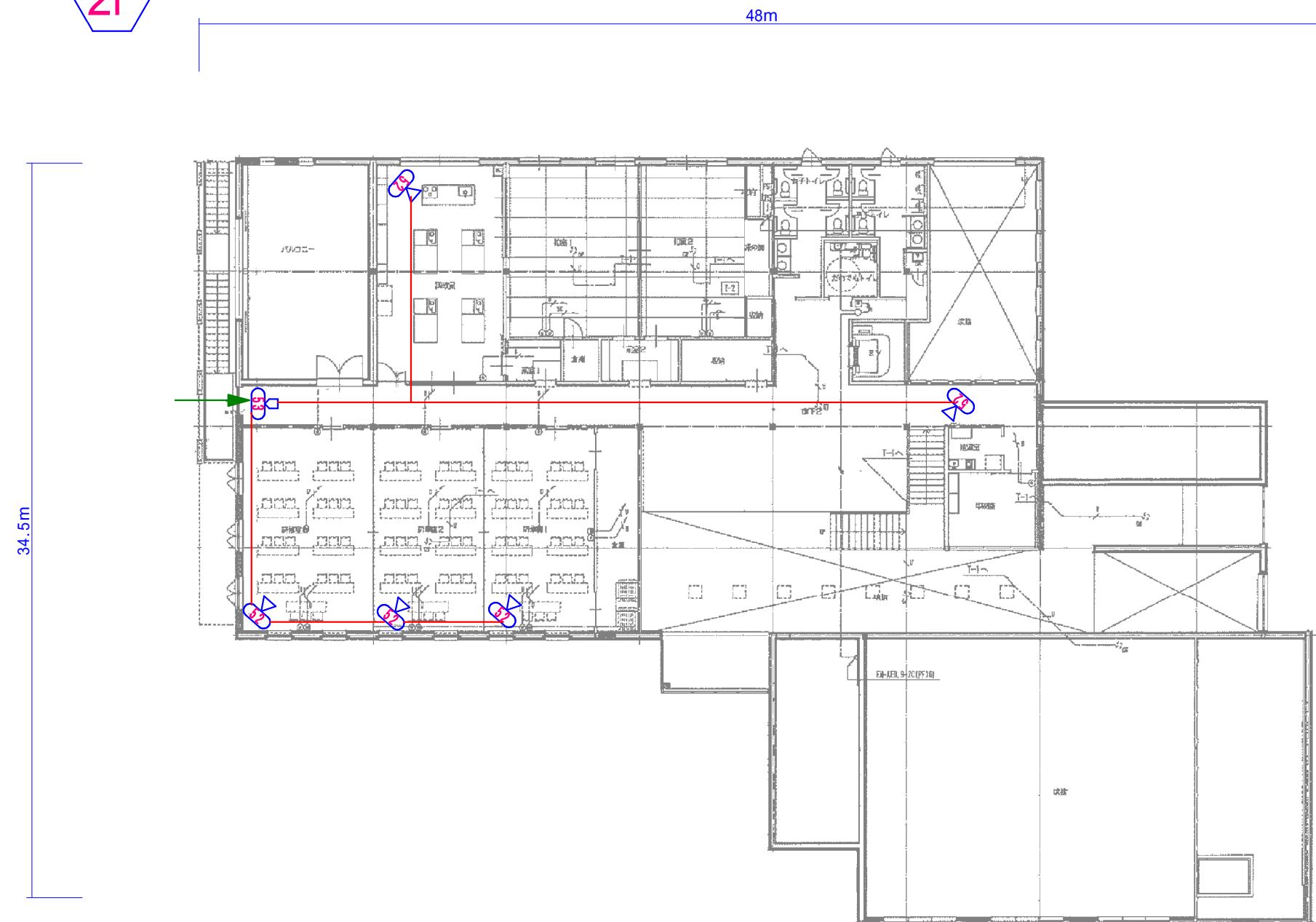
1F 平面図

図番 作成者

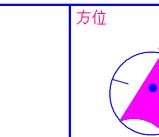
★

10 of 10

2F



備考



方位

非常通報用警報機器使用条件

常設 個別 移動式 個別

移動式有効エリア

図名
2F 平面図

図番

*

作成者

*

検図者

*

作成年月日

*

シート

2 / 2

本業務費內訛書

名 称	数量 単位	単 価	金 額	摘要
機械警備業務 (鳴子総合支所庁舎等複合施設)				
機械警備業務費				R8. 4. 1～R13. 3. 31
	60 月			
小計				
消費税相当額				
	10 %			
合 計				5年分